

【2018 年 10 月 23 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 153－1 号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△
今回の厚労省人事労務マガジンは記事が多いため、2 回に分けてお送りします。

目次

【今号の内容】

- 11 月は「過労死等防止啓発月間」です
～「過労死等防止対策推進シンポジウム」を全国 47 都道府県で順次開催（参加無料）。また、「過重労働解消キャンペーン」を実施します～
- 事業主・人事労務担当の皆さま、従業員の育休復帰支援や介護離職防止に関するセミナーに参加しませんか？～11 月 14 日と 15 日に福岡で開催（参加無料）～
- サテライトオフィスの利用を希望する企業を募集中！（利用無料）
～埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の 6 都市に開設～
- 女性の活躍推進に関する説明会・シンポジウムを開催します（参加無料）
～中小企業の皆さま！人手不足対策のために女性の活躍推進に取り組んでみませんか？～
- パワーハラスメント対策に取り組む中小企業を対象にコンサルティングや企業内研修を実施しています！（利用無料）
- 「職務分析・職務評価セミナー」の参加者募集中！（参加無料）
～盛況につき東京での追加開催決定！～

11 月は「過労死等防止啓発月間」です
～「過労死等防止対策推進シンポジウム」を全国 47 都道府県で順次開催（参加無料）。

また、「過重労働解消キャンペーン」を実施します～

過労死等防止対策推進法では、過労死について国民一人ひとりがご自身に関わる問題として捉え、関心と理解を深めていただくため、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

厚生労働省では、「過労死ゼロ」の社会を実現するための取組の一つとして、過労死などを防止するためのシンポジウムを、11月～12月にかけて全国47都道府県で順次開催します。【参加無料】

また、過重労働解消のためのセミナーや都道府県労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問などを行う「過重労働解消キャンペーン」を実施するなど、啓発月間中は、さまざまな取組を行います。

【参加申込など詳細はこちら】

過労死等防止対策推進シンポジウム

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

【お問い合わせ先】

株式会社プロセスユニーク（委託先）

電話 0120-053-006（専用フリーダイヤル） ※受付時間 平日9:00～17:30

【キャンペーンなどの詳細はこちら】

過重労働解消キャンペーン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

事業主・人事労務担当の皆さま、従業員の育休復帰支援や介護離職防止に関するセミナーに参加しませんか？～11月14日と15日に福岡で開催（参加無料）～

厚生労働省では、事業主や人事労務担当者を対象に、「中小企業のための育休復帰支援セミナー ～従業員の育休を応援し、人材の確保を～」と、「介護離職ゼロに向けて ～仕事と介護の両立支援セミナー～」を、全国で開催しています。11月は、14日（水）に「育休復帰支援セミナー」を、15日（木）には「仕事と介護の両立支援セミナー」を、福岡のACU博多で開催します。【事前申込制・参加無料】

セミナーでは、円滑な育児休業・介護休業などの取得や職場復帰した後の支援方法について、事例を交えて紹介します。セミナー後には、希望者を対象に無料の個別相談会を実施します。

従業員の育休取得や仕事と介護の両立支援についてお考えの事業主や人事労務担当の皆さま、ぜひご参加ください！

【申込方法など詳細はこちら】

中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

<http://ikuji-kaigo.com/>

【訪問支援のご案内（無料）】

育児・介護プランナーが、「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」の作成・活用方法をアドバイスする訪問支援は、随時予約を受け付けています。

■訪問支援の流れは動画でご覧になれます。

- ・育児プランナーによる支援

<http://ikuji-kaigo.com/lp/ikuji>

- ・介護プランナーによる支援

<http://ikuji-kaigo.com/lp/kaigo>

- ・職場における、仕事と介護の両立支援に関する動画

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html

【お問い合わせ先】

株式会社パソナ（委託先）

育児・介護支援プロジェクト事務局

電話 03（5542）1740 ※受付時間 平日 9:00～17:30

E-mail iku-pla@pasona.co.jp

ホームページ <http://ikuji-kaigo.com/>

※福岡以外にも、全国各地の自治体や団体と共催でセミナーを開催していますので、ご利用ください。

サテライトオフィスの利用を希望する企業を募集中！（利用無料）

～埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の6都市に開設～

厚生労働省では、無料でご利用できるテレワーク用の「サテライトオフィス」を、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の6都市に、合計8か所設置しています。現在、各サテライトオフィスの利用を希望する企業や、テレワーク実施希望者を募集しています。

テレワークとは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ICT）を利

用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。テレワークを行う場所としてサテライトオフィスを活用することで、通勤時間の短縮や身体的・精神的負担の軽減、子育て・介護などに充てる時間を増やすことができます。

サテライトオフィスをご利用するには企業からの利用登録が必要です。ご興味・ご関心のある方は、下記までお問い合わせください。

【各サテライトオフィスの設置場所】

1. サテライトオフィス草加松原

住所：埼玉県草加市栄町3-4-3 東武松原ビル2 3階
(獨協大学前駅 徒歩2分)

2. サテライトオフィスふじみ野ナーレ

住所：埼玉県富士見市ふじみ野東1-1-1 ふじみ野ナーレ4階
(ふじみ野駅 直結)

3. テレワーク・オフィス千葉サテライト

住所：千葉県千葉市中央区新田町6-6 荒井ビル2階A室
(千葉駅 徒歩8分、京成千葉・千葉中央駅 徒歩5分)

4. サテライトオフィス多摩センター

住所：東京都多摩市落合1-46-1 ココリア多摩センター7階
(多摩センター駅 徒歩5分)

5. サテライトオフィス横浜

住所：神奈川県横浜市西区北幸2-10-27 東武立野ビル6階
(横浜駅 徒歩10分)

6. テレワーク・オフィス川崎サテライト

住所：神奈川県川崎市川崎区東田町6-2 ミヤダイビル2階
(川崎駅 徒歩8分、京急川崎駅 徒歩7分)

7. テレワーク・オフィス岡崎サテライト

住所：愛知県岡崎市羽根西1-7-9 YKビル4階
(岡崎駅 徒歩1分)

8. テレワーク・オフィス高槻サテライト

住所：大阪府高槻市高槻町 13-15 S Y. B L D 4 階
(高槻駅・高槻市駅 徒歩 4 分)

※営業時間は全て平日 8:30～17:30

【お問い合わせ先】

■ 1、2、5

東武ビジネスソリューション株式会社（委託先）

担当 竹林・三宅

電話 03 (3624) 3820

E-mail satellite@tsol.co.jp

ホームページ <http://www.tobu-satellite.jp/>

■ 3、6～8

ランゲート株式会社（委託先）

担当 中村

電話 075 (741) 7862

ホームページ <http://www.langate.co.jp/1719/index.html>

■ 4

株式会社キャリア・マム（委託先）

担当 古田・鶴谷

電話 042 (400) 6975

ホームページ <http://mhlw.c-mam.co.jp/>

女性の活躍推進に関する説明会・シンポジウムを開催します（参加無料）
～中小企業の皆さま！人手不足対策のために女性の活躍推進に取り組んでみませんか？～

厚生労働省では、女性の活躍に関する説明会やシンポジウムなどを全国各地で開催し、女性の活躍を推進する取組を支援しています。

説明会やシンポジウムでは、従業員数 300 人以下の中小企業の事業主や人事労務担当者を対象に、女性活躍推進法の概要、企業の課題分析や行動計画策定、「えるぼし」認定取得などのポイントについて分かりやすく説明します。【事前申込制・

参加無料】

また、女性活躍推進分野での企業支援の専門家である「女性活躍推進アドバイザー」が、無料で御社の女性活躍の状況（採用・就業継続・管理職割合など）の把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、メールや訪問を通じて、個別にきめ細かにアドバイスします。

中小企業の事業主や人事労務担当者の皆さま、人材確保や業績向上のために、女性社員の活躍を後押ししてみませんか。

【10月～11月開催の説明会・シンポジウムの日程】

- ・北海道 11月7日（水）札幌エルプラザ（札幌市北区）
- ・秋田 11月14日（水）秋田県中央男女共同参画センター（秋田市中通）
- ・東京 11月27日（火）コングレスクエア日本橋（中央区日本橋）
- ・大阪 10月25日（木）TKPガーデンシティPREMIUM大阪駅前
（大阪市北区）
- ・島根 11月22日（木）島根県立産業交流会館（松江市学園南）
- ・福岡 11月6日（火）JR博多シティ会議室（福岡市博多区）

※各会場とも14:00～16:00の開催

【お申込みや「女性活躍推進アドバイザー」の詳細はこちら】

中小企業のための女性活躍推進サポートサイト

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ先】

一般財団法人女性労働協会（委託先）

女性活躍推進センター 東京事務局

電話 03（3456）4412 ※受付時間 9:00～17:30（月～金）

E-mail suishin@jaaww.or.jp

パワーハラスメント対策に取り組む中小企業を対象にコンサルティングや企業内研修を実施しています！（利用無料）

厚生労働省では、パワーハラスメント（以下、パワハラ）対策に取り組む企業やパワハラ対策をこれから始めたいと考えている企業の皆さまを対象にした支援事業

を、今年度から実施しています。【利用無料】

内容は、パワハラ対策の専門家を企業に派遣して、パワハラ対策に関する具体的な手法や個別事案への対応のアドバイス、企業内研修などを行います。実施対象企業は 100 社ですので、ご興味をお持ちの方はお早めにお申し込みください。

【支援内容】

専門家が 3 回程度訪問し、ヒアリング、提案、取組サポート、フォローアップなどの支援を数回に分けて行います。

※提案は、社員構成、企業ごとのパワハラ対策の状況、個別事案の発生状況などを踏まえて行います。

【申込方法など詳細はこちら】

平成 30 年度 パワハラ対策専門家派遣事業

<http://partner.lec-jp.com/ti/power-harassment/>

「職務分析・職務評価セミナー」の参加者募集中！（参加無料）

～盛況につき東京での追加開催決定！～

多くの参加者からご好評いただいている「職務分析・職務評価セミナー」ですが、10 月開催分は満席近くのお申し込みをいただいたため、11 月 12 日（月）に東京での追加開催をします。【事前申込制・参加無料】

働き方改革関連法が成立し、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。いわゆる同一労働同一賃金（同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止）を検討する際の一助として、職務分析・職務評価を通して、正社員とパートタイム労働者の間の基本給に関する均等・均衡待遇について考えてみませんか。

セミナーでは、【導入編】【実践編】を同日開催し、「職務分析・職務評価」の手法から、「職務評価」を活用した実践的な人事・賃金制度改定の検討手法まで、演習や事例紹介を通して分かりやすく説明します。

また、【導入編】の冒頭には、2020 年 4 月 1 日より施行される「パートタイム・有期雇用労働法」の概要についても説明します。

経営層や人事労務ご担当者をはじめとする皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催日程】

・東京 11月12日（月） PwC コンサルティング合同会社大手町オフィス

※導入編、実践編どちらか一方に参加することも可能です。

【セミナーの申込方法など詳細はこちら】

職務分析・職務評価導入支援サイト

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/estimation/support/#seminar>

【職務評価コンサルタント派遣のご案内（無料）】

自社のパートタイム労働者について職務分析・職務評価の導入を検討する企業には、外部専門家（職務評価コンサルタント）を派遣する事業も行っています。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/estimation/support/#consulting>

【お問い合わせ先】

PwC コンサルティング合同会社 職務分析・職務評価事務局（委託先）

E-mail kanri@part-estimation.jp

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====